

別添 1

畜産クラスター計画に係る総合評価基準

I 畜産クラスター計画に係る総合評価基準

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

評価する内容	評価の方法	
(1) 地域の政策課題への対応	畜産クラスター協議会（以下、「協議会」という。）の取組が都道府県計画等の地域計画等と整合し、都道府県等の支援を受けて高い効果を発揮するかについて評価。	25点
<p>① 目的の設定が収益向上に資するものとなっており、政策課題に対応した成果の上がるものとなっている。</p>	<p>「特に推進すべき取組」（別添）に列挙された次の政策課題（テーマ）に対応し、各地域の実態を踏まえて、成果が上がるものとなっているかについて、次を評価。</p> <p>政策課題（テーマ）</p> <p>i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v) 自給飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) その他都道府県が別途定める課題</p> <p>○ 目的の設定と政策課題への対応</p> <p>地域の実態を踏まえて目的が設定されており、協議会が重点的に取り組む政策課題（テーマ）と畜産クラスター計画で定めた政策課題（テーマ）について、その課題に着目した取組が実際に行われ、収益向上に資するものとなっているか。</p>	最大7点
<p>② 協議会の取組と都道府県計画等が整合している。</p> <p>※ 都道府県計画等とは、次のいずれかをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酪肉近都道府県計画</li> <li>・酪肉近市町村計画</li> <li>・畜産再興プランに係る緊急課題の目標</li> </ul>	<p>協議会の取組が都道府県計画等で推進すべき政策課題と整合的なものになっているかについて、協議会の取組が、都道府県計画等のどの部分に該当するかを明らかにした上で、次を評価。</p> <p>ア) 都道府県計画等との整合性</p> <p>都道府県計画等の実現に向けて効果を発揮する取組であるか。</p> <p>イ) 都道府県計画等の優先度合い</p>	最大10点

<p>・その他都道府県、市町村が策定し公表している独自の振興計画</p>	<p>都道府県計画等に掲げられた項目のうち、特に優先度が高いとされた項目に対して、高い効果を発揮する取組であるか。</p>	
<p>③ 都道府県等が補助その他の施策により支援している。</p>	<p>都道府県、市町村、農協等の地域の機関が、畜産クラスター計画に位置づけられた取組に対して、補助、融資等による支援を行っているかを評価。</p>	<p>最大5点</p>
<p>④ 収益向上に貢献し得る他の政策課題に対応し、成果が上がるものとなっている。</p>	<p>①の政策課題のほか、地域の実態を踏まえて、例えば次のような課題に即した取組を実施するかを評価。</p> <p>ア) 女性の参画 イ) 輸出促進 ウ) 雇用の創出 エ) 新たな産業の創出 (6次産業化等) オ) 畜産業に関する一般消費者の理解促進 (食育等) に資する取組を行い、効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点する。</p>	<p>効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点し、最大3点</p>
<p>(2) 行動計画の実現可能性</p>	<p>畜産クラスター計画の「行動計画」が実現可能なものか、その確からしさを評価。</p>	<p>25点</p>
<p>① 行動計画の内容が、現状分析・将来像を踏まえた妥当なものとなっている。</p>	<p>行動計画の内容 (規模、スケジュール、支援対象等) の、「目的」欄で記載している現状分析、目指す将来の姿との関係において、次を評価。</p> <p>ア) 地域の固有の事情への対応 各地域の実態を踏まえた固有の対応策として、有効な方策であって、目指す将来の姿の方向性に合致したものとなっているか (一般的、表層的なものとなっていないか)。</p> <p>イ) 取組の規模 現状分析と目指す将来の姿に照らして、適切な規模となっているか。(解決すべき課題や目標設定が曖昧なため、規模が適切か判断できない、又は地域や構成員の実態に照らして実現の見込みがない程に過大な目標になっていないか、逆に、局所的、一時的な過小な取組となっていないか)</p>	<p>最大6点</p>

	いか。)	
② 行動計画が、中心 的な経営体やその 他の構成員が実行 に移せるよう具体 的で明確なものとな っている。	<p>行動計画が実現可能かを、個々の構成員の活動に着目して判断するため、次を評価。</p> <p>ア) 行動計画の具体性  行動計画の中で、  a) 中心的な経営体  b) その他の構成員 (中心的な経営体を支援する関係機関)  c) 協議会の事務局  が、それぞれ、  x) 何を行うのか  y) いつまでに行うのか  z) どのような役割で相互に連携しているのかが明確になっているか。(施設整備、機械リース事業の直接の対象でない者の役割も明らかになっているか)</p> <p>イ) 構成員毎の現在の取組状況  これまでの中心的な経営体、その他の構成員の取組状況及び事務局の組織・体制、活動実績を踏まえ、それぞれの取組内容が、それぞれが実施可能なものとなっているか。</p>	最大6点
③ 取組の準備状況 から、行動計画が 実行されると見込 まれる。	<p>行動計画を実行するために、準備が十分に進んでいるかを判断するため、次を評価。</p> <p>○ 実行に向けた準備の状況  ア) 体制の整備  (事務局の人員が整っているか、取組毎の役割分担の決定・組織化がなされているか)  イ) 会議等の開催 (協議会の会合、取組毎の会合が適時に実施されているか)  ウ) スケジュール  (明確な作業スケジュールが定められ、進行管理がなされているか)  等の実施状況、検討状況について、根拠資料を確認し、今後の取組が着実に実施されると見込まれるか。</p>	最大8点
④ 高収益型畜産体 制構築事業 (調査 ・実証事業) や協 議会独自で行って	<p>行動計画に定めた取組に関するこれまでの取組実績について、実施状況や成果に関する根拠資料を確認し、次を評価。</p>	最大5点

<p>いるこれまでの取組の成果が計画に反映されている。</p>	<p>ア) 高収益型畜産体制構築事業等の成果の反映 高収益型畜産体制構築事業（調査・実証事業）及びその他の協議会独自の取組の成果が明らかになっており、行動計画がその成果に基づいたものとなっているか。</p> <p>イ) 調査・実証事業の計画 今後、調査・実証事業を実施する計画を有しており、調査・実証事業で目指す成果が、行動計画の実現に資するものとなっているか。</p>	
<p>(3)収益向上の効果</p>	<p>行動計画を着実に実行した場合、地域の収益向上に向けて高い効果を発揮するかを評価。</p>	<p>15点</p>
<p>① 行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するものとなっている。</p>	<p>行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するかについて、次を評価。</p> <p>ア) 行動計画と期待される効果の因果関係 「行動計画」に定められた取組（何年間継続するか、幾つの経営体がどの程度の規模で行うのか）と、「期待される効果」に示された効果（コストがどれだけ削減され、又は販売額がどれだけ増加されるか）との因果関係が明らかであるか。</p> <p>イ) 収益向上効果の算定 それぞれの取組による効果が、コスト削減や販売額の増加といった指標に換算され、収益向上の効果として適切に算出されるなどにより、取組の収益向上への効果が明らかになっているか。</p> <p>ウ) 関係機関（その他の構成員）の貢献 施設整備や機械導入を行った場合の直接的な効果以外に、地域の関係機関（自治体、生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売企業など）の構成員の連携の取組により、収益が更に向上するものとなっているか。</p>	<p>最大10点</p>
<p>② 収益向上効果の把握・検証が適切</p>	<p>収益向上の効果について、その把握・検証が適切に行われるとともに、目標や検証結果が理解・</p>	<p>最大5点</p>

<p>に行われ、目標・ 検証結果が理解・ 共有されている。</p>	<p>共有されているかを評価。</p> <p>ア) 効果の把握・検証        収益向上の効果を把握するためのデータが、        個別経営からも含めて収集され、その効果を検        証することが可能であるか。</p> <p>イ) 目標・検証結果の理解・共有        収益向上の目標とその達成のための取組の効        果の検証結果を理解・共有し、必要な改善策を        講ずることが可能となっているか。</p>	
<p>(4)連携の実効性</p>	<p>行動計画を着実に実行した場合、地域の連携が        実効性を持つかについて評価。</p>	<p>10        点</p>
<p>① 協議会内で取組        に応じた連携体制        が整備されてい        る。</p>	<p>連携体制の整備状況について、会合の開催状況        や取組実績等の根拠資料を確認の上、次を評価。</p> <p>ア) 連携体制の整備状況</p> <p>a) 施設の共同利用を通じた取組        共同利用施設が多く経営体に効果的に活用        されるための方法・計画について、関係者間        の話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明        らかにされており、その方法・計画の理解が醸        成されているか。</p> <p>b) 個々の中心的な経営体が地域的に連携する        取組        地域全体での目標や個々の中心的な経営体        の取組の効果を地域に波及するための方法・計        画について、話し合い等を通じて具体的な方法・計        画が明らかにされており、それが個々の経営体        の実際の取組につながるよう、協議会事務局等        により広報・指導、推進などが行われているか。</p> <p>イ) 取組の効果等についての情報共有        協議会内での取組の実施状況が報告、把握さ        れ、取組の効果や改善方法についての話し合        い等を通じて、情報共有がなされるようになって        いるか。</p>	<p>最大5点</p>

<p>② 中心的经营体とその他の構成員の役割分担が明確で相互に効果的に連携している。</p>	<p>中心的经营体とその他の構成員の役割分担の明確さ、効果的な連携について、評価。</p> <p>ア) 明確な役割分担と関係者の認識  協会の取組内容や行動計画において、中心的经营体とその他の構成員（生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売業者などの関係機関）の役割がそれぞれ明らかになっており、その役割分担が十分に行われているか。定期的な話し合いの場や互いの連絡等により互いの役割が確認されているか。</p> <p>イ) 相互の効果的な連携  中心的经营体とその構成員の役割が相互に関連し合い、十分な効果を発揮できるものとなっているか。定期的な話し合いや連絡等により、役割分担の実効性を検証し、改善方法を見出し実施することができるものとなっているか。</p>	<p>最大5点</p>
--	---	-------------

合計 75点

## II 施設整備の事業計画に係る総合評価基準

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

### 1 施設整備による直接的な効果等

評価する内容	評価の方法	配点																					
(1) 施設整備を実施する中心的经营体の評価	中心的经营体が、施設整備により収益向上が見込まれるかについて評価する。	15点																					
① 施設の活用等の準備状況が整っており、行動計画に沿った活用が見込まれる。	整備した施設の活用等に係る準備状況（補助残の手当を含む。）及び過去の実績から、整備する施設が行動計画に沿って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。	最大5点																					
② 中心的经营体自身の収益向上が図られている。	中心的经营体自身の収益が十分に向上すると見込まれるか。 施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的な内容から、中心的经营体の収益向上の効果の達成が期待されるか。	最大5点																					
③ 中心的经营体へのサポート体制が構築されている。	施設整備事業及び整備した施設の利用に関する中心的经营体への関係機関等のその他の構成員によるサポート体制が構築されているか。	最大5点																					
(2) 施設整備による生産基盤強化、新規就農の確保、飼料自給率等への効果 (規模拡大要件で取り組む場合)	施設整備による飼養規模の拡大、飼料自給率等への効果を行行動計画との整合性、それぞれの効果の伸び率（規模の大小によらない）により評価する。  ① 家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設（飼養頭羽数の伸び率） <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>新設</td> <td>(補改修のみ)</td> <td>点数</td> </tr> <tr> <td>・100%以上</td> <td>(50%以上)</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・50%以上</td> <td>(25%以上)</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>・30%以上</td> <td>(15%以上)</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>・10%以上</td> <td>(5%以上)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>・10%未満</td> <td>(5%未満)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>・新規就農の場合</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> </table> ② 自給飼料関連施設 (飼料の作付面積、収穫量、単収又は飼料自給率の拡大)	新設	(補改修のみ)	点数	・100%以上	(50%以上)	5点	・50%以上	(25%以上)	4点	・30%以上	(15%以上)	3点	・10%以上	(5%以上)	2点	・10%未満	(5%未満)	1点	・新規就農の場合		5点	5点
新設	(補改修のみ)	点数																					
・100%以上	(50%以上)	5点																					
・50%以上	(25%以上)	4点																					
・30%以上	(15%以上)	3点																					
・10%以上	(5%以上)	2点																					
・10%未満	(5%未満)	1点																					
・新規就農の場合		5点																					

	<p>整備前の自給飼料作付面積等に応じて、次の配点を行う。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th colspan="2">新 設</th> <th>点数</th> </tr> <tr> <th>(600ha 未満)</th> <th>(600ha 以上)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 20%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5 点</td> </tr> <tr> <td>・ 10%以上</td> <td>5 %以上</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>・ 8 %以上</td> <td>4 %以上</td> <td>3 点</td> </tr> <tr> <td>・ 6 %以上</td> <td>3 %以上</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>・ 6 %未満</td> <td>3 %未満</td> <td>1 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 補改修の場合は、600ha 以上の配点に準じる。</p> <p>③ 畜産物加工施設 (整備した畜産物加工施設における全処理量に対する当該協議会構成員の生産した畜産物の処理量の割合)</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・ 100%</td> <td>5 点</td> </tr> <tr> <td>・ 80%以上</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>・ 60%以上</td> <td>3 点</td> </tr> <tr> <td>・ 50%以上</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>・ 50%未満</td> <td>1 点</td> </tr> </tbody> </table>	新 設		点数	(600ha 未満)	(600ha 以上)		・ 20%以上	10%以上	5 点	・ 10%以上	5 %以上	4 点	・ 8 %以上	4 %以上	3 点	・ 6 %以上	3 %以上	2 点	・ 6 %未満	3 %未満	1 点	・ 100%	5 点	・ 80%以上	4 点	・ 60%以上	3 点	・ 50%以上	2 点	・ 50%未満	1 点	
新 設		点数																															
(600ha 未満)	(600ha 以上)																																
・ 20%以上	10%以上	5 点																															
・ 10%以上	5 %以上	4 点																															
・ 8 %以上	4 %以上	3 点																															
・ 6 %以上	3 %以上	2 点																															
・ 6 %未満	3 %未満	1 点																															
・ 100%	5 点																																
・ 80%以上	4 点																																
・ 60%以上	3 点																																
・ 50%以上	2 点																																
・ 50%未満	1 点																																
<p>(3) 生産効率の改善による畜産物の出荷量等の向上効果 (生産効率改善要件で取り組む場合)</p>	<p>生産効率の改善による畜産物の出荷量等の向上効果を、畜産物の出荷量等の伸び率により評価する。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・ 10%以上</td> <td>5 点</td> </tr> <tr> <td>・ 5 %以上</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>・ 3 %以上</td> <td>3 点</td> </tr> <tr> <td>・ 1 %以上</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>・ 1 %未満</td> <td>1 点</td> </tr> </tbody> </table>	・ 10%以上	5 点	・ 5 %以上	4 点	・ 3 %以上	3 点	・ 1 %以上	2 点	・ 1 %未満	1 点	<p>5 点</p>																					
・ 10%以上	5 点																																
・ 5 %以上	4 点																																
・ 3 %以上	3 点																																
・ 1 %以上	2 点																																
・ 1 %未満	1 点																																
<p>(4) 収益向上効果に対する投資効率</p>	<p>総事業費が3億円を超える事業について、「収益向上効果(経営体の所得向上効果)」÷「総事業費」で算出される値により、収益向上効果に対する投資効率を評価する。</p> $\frac{\text{「収益向上効果(経営体の所得向上効果)」}}{\text{「総事業費」}}$ <p>の値に応じて、5点から減点</p>	<p>5 点</p>																															



	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1%未満 : 4点減</li><li>・ 1%以上3%未満 : 3点減</li><li>・ 3%以上6%未満 : 2点減</li><li>・ 6%以上9%未満 : 1点減</li><li>・ 9%以上及び総事業費3億円以下の事業 : 減点なし</li></ul>	
--	---	--

## 2 施設整備の地域全体への波及効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備と畜産クラスター計画の整合性	施設整備と畜産クラスター計画との整合性、関連する取組の具体性等から、当該施設整備による効果の実現可能性を評価する。	12点
① 施設整備の内容と行動計画の内容が整合的である。	施設整備の規模、機能、利用方法が、行動計画で実施することとしている取組に照らして適切なものであるか。 ( unnecessary機能を有する施設整備の内容となっていないか。継続的な利用によりクラスター計画の目標を達成できると見込める利用方法となっているか。)	最大6点
② 施設整備の内容と収益向上効果が整合的である。	整備した施設を利用した取組が行動計画に沿って着実に行われた場合、地域全体の収益向上に効果的なものとなっているか。	最大6点
(2) 政策課題への対応		12点
① 畜産クラスター計画に示された政策課題に対して効果を有する。	畜産クラスター計画に示された政策課題(「特に推進すべき課題」、都道府県計画等に整合する課題)に対して、効果的な施設として利用されると見込まれるか。	最大6点
② 都道府県、市町村等が課題への対応状況を把握し、必要な支援を行える。	政策課題への対応について、都道府県が施設の利用状況を確認・把握することができ、必要な支援を行うほか、施設利用の成果を計画的に活用する方策が存在するか。	最大6点
(3) 整備した施設に係る活用方法・効果の地域的な共有		11点
① 整備した施設の活用方法について地域的な体制が整備されている。	ア) 共同利用施設 整備した施設の共同利用を通じた取組について、共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画についての関係者間での話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、その方法・計画の理解が醸成されているか。	最大6点

	イ) 個々の中心的な経営体の施設 個々の中心的な経営体が整備した施設を地域的な連携により活用する取組について、地域全体での目標や個々の中心的な経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう協議会事務局等により、広報・指導、推進などが行われているか。	
② 施設整備の効果について、地域内で情報共有ができる。	整備した施設を活用する取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。	最大5点

合計 60点

### 3 加算事項

都道府県知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点に、それぞれの点数を加算することができるものとする。

なお、以下の各計画にあつては、目標年度は、事業実施後5年とし、その進捗状況を把握できるものであること。

#### (1) 国産飼料の生産・利用拡大のための加算（いずれかに該当すれば2点）

国産飼料の生産・利用を拡大するため、畜産クラスター計画において、政策課題として「自給飼料の拡大」を選択している取組に位置付けられた施設整備であつて、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合であり、その生産又は利用について、供給する側と利用する側の間で、今後、3年間以上にわたる契約等の具体的な取決めがなされている場合

- ① 自給飼料の生産拡大の具体的な数値目標が設定されており、生産量又は利用量が現状値に比べ、10%以上向上する計画となっている場合
- ② エコフィールドの利用拡大の具体的な数値目標が設定されており、利用量が現状値に比べ、10%以上向上する計画となっている場合

#### (2) 畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化のための加算

畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化を図るため、畜産クラスター計画において、政策課題として「飼養管理の改善」を選択している取組に位置付けられた施設整備であつて、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合

- ① 家畜の改良を効率的、効果的に行う場合（いずれかに該当すれば2点）

- ア) 酪農経営にあつては、
  - a) 牛群検定情報に基づいた経営の改善に取り組み、飼養する乳用牛の除籍産次又は平均産次を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね5%以上向上する計画となっている場合
  - b) 自家育成や育成牧場の活用等により、自家生産する乳用種雌牛の生産頭数を現状値に比べ、概ね5%以上向上する計画となっている場合
- イ) 繁殖経営にあつては、育種価等に基づいた牛群整備を通じて経営の改善に取り組み、分娩間隔又は初産月齢を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね5%以上短縮する計画となっている場合
- ウ) 肥育経営にあつては、
  - a) 繁殖雌牛の導入や育種価等に基づいた経営の改善に取り組み、出荷月齢を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね10%以上短縮する計画となっている場合
  - b) 乳用種（交雑種を含む。）肥育から和牛の肥育への転換を図る計画となっている場合
- エ) 養豚経営にあつては、
  - a) 国産種豚を導入し、産子数などの繁殖に係る情報に基づいた母豚群整備を通じて経営の改善に取り組む計画となっている場合
  - b) 優良な種豚の導入等を通じた経営の改善に取り組み、母豚1頭当たりの年間離乳頭数や出荷日齢を現状値に比べ、概ね5%以上改善する計画となっている場合
- オ) 養鶏経営にあつては、
  - a) 差別化、地域振興又は国内の生産基盤を強化を図るために、国産鶏種を導入する計画となっている場合
  - b) 優良な鶏の導入等を通じた経営改善に取り組み、卵用鶏にあつては産卵率が「鶏の改良増殖目標」における目標数値である88%（鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間）を超える計画となっている場合、肉用鶏にあつては育成率を現状値より、概ね2%以上改善する計画となっている場合
- ② 飼養管理の高度化を推進する場合（いずれかに該当すれば2点）
  - ア) 農場HACCPの認証を取得している、又は認証取得に取り組む計画となっている場合
  - イ) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」（公益社団法人畜産技術協会）に即した飼養管理を行い、同チェックリストにより、これを確認している旨を記載している計画となっている場合
- ③ 生産技術の向上に取り組む場合（次の全てに該当すれば2点）
  - ア) 生産技術の向上を図るため、以下のいずれか1以上の項目について現状水準から改善する数値目標を設定していること
    - a) 受胎率
    - b) 事故率
    - c) 雌畜の供用期間
    - d) 分娩間隔
    - e) 1腹当たりの年間離乳頭数

- f) その他、畜種に応じて協議会又は取組主体が設定する指標
- イ) 技術指導を行うための、管理獣医師等専門的な知見を有した担当者を協議会内に配置し、ア) で設定した数値目標の達成に向けた取組を実施する計画となっていること

(3) 家畜排せつ物処理の高度化のための加算（該当すれば2点）

畜産クラスター計画において、「畜産環境問題への対応」を政策課題として選択している取組に位置付けられた施設整備であって、密閉式の処理施設で家畜排せつ物の高度利用を行うことにより、エネルギー利用及び生成物の有効活用を行う計画を有しており、その計画の実現可能性が高く評価できる場合。

※「家畜排せつ物の高度利用」とは、メタン発酵、焼却、炭化又はこれらに類する取組であって、発電、熱利用、生成物の利用等、家畜排せつ物の有効利用を行う取組をいう。

(4) 経営の協業化を図るための加算（①から④のうち、2つに該当すれば3点、3つ以上に該当すれば4点）

畜産クラスター計画において、以下の方法で経営の協業化を行う計画を有しており、その実現可能性が高く評価できる場合。

- ① 協業化のあり方として、生産工程（飼料収穫、飼養管理及び家畜排せつ物処理）の全部又は一部について、複数の畜産経営が共同で実施するために、別組織を設立し、積極的な経営展開（飼養頭羽数の増加、畜産物等の出荷量の増加、畜産物等の有利販売等）を図ること又は生産コストの低減を図ること
- ② 協業化のあり方として、消失が懸念される畜産経営（後継者不在、高齢化、施設の老朽化等）の経営資源（家畜、飼養管理技術、施設、飼料生産基盤等）の全部又は一部を新たに設立する法人経営体または既存の法人経営体に継承すること
- ③ 協業化した組織及び参画する畜産経営が法人化または法人同士の統合等を行い、後継者の確保についての明確なビジョン（雇用の計画を有している、当該法人への子弟の就農が確実と見込まれる等）を有していること
- ④ 作業体系が効率化されていること（省力化機械が導入され飼養管理技術に関する技術的なサポート体制が整っていること、部門管理が明確化され明確な責任体制がとられていること及び従業員の福利厚生・役職員の休日の確保の体制が確立されていることの全てを満たすこと）

#### 4 減算事項

都道府県知事は、総合評価の実施に当たり、以下の事項について、確認がされない場合においては、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点から、それぞれの点数を減算するものとする。

(1) 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算

- ① 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適正に行われており、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画となっていること。（確認がされない場合の減算点：10点）
- ② 地域住民等に対する事業説明が適切になされており、事業が円滑に実施されると見込まれること。（確認がされない場合の減算点：10点）

※ 「地域住民等に対する事業説明が適切になされており」とは、地域の状況に

応じて、必要により複数回にわたり事業説明が実施されていることをいう。

※ 「事業が円滑に実施されると見込まれること」とは、事業説明の実施の結果、住民合意が得られていること、又は、得られることが確実と見込まれる状況になっていることをいう。

- ③ 取組主体及び事業実施主体である協議会の代表者が、過去に他の国庫補助事業により施設整備を行っている場合、その施設に関して、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律その他関係規程に基づき、適切な利用、報告等がなされていること。(確認がされない場合の減算点：10点)

(2) 政策課題の方向性に係る減算

- ① 肉用牛繁殖雌牛の飼養頭数が増加しない場合の減算

家畜飼養管理施設を整備(補改修を含む。)する中心的な経営体(繁殖経営、肥育経営のいかんを問わず、全ての肉用牛経営)において、飼養される繁殖雌牛が現状に比べ増える計画となっていること、又は、当該中心的な経営体において繁殖雌牛が現状に比べ増える計画となっていない場合にあっては、当該中心的な経営体を含む地域の連携により、畜産クラスター協議会全体で飼養される繁殖雌牛が現状に比べ増える計画となっていること。(該当しない場合の減算点：5点)

- ② 乳用雌牛の生産が増加しない場合の減算

家畜飼養管理施設を整備(補改修を含む。)する中心的な経営体で生産される乳用雌牛が現状に比べ増える計画となっていること、又は、当該中心的な経営体で生産される乳用雌牛が増える計画となっていない場合にあっては、当該中心的な経営体を含む地域の連携により、畜産クラスター協議会全体で生産される乳用雌牛が現状に比べ増える計画となっていること。(該当しない場合の減算点：5点)

(別添)

《政策課題と特に推進すべき取組》

- i) 新規就農の確保
  - (恒常的かつ組織的な新規就農希望者の確保対策)
  - (恒常的かつ組織的な離農農場情報の収集と新規就農希望者への提供)
  - (恒常的かつ組織的な新規就農者の技術習得支援)
  - (組織的な高齢生産者から新規就農者への知識・経験の継承の取組)
  
- ii) 担い手の育成
  - (恒常的かつ組織的な担い手への技術習得支援)
  - (組織的な取組による担い手の農場等を活用した技術実証)
  - (生産者グループによる勉強会の実施)
  - (管理獣医師や経営アドバイザーを活用した外部評価)
  
- iii) 労働負担の軽減
  - (組織的な取組による放牧の実施)
  - (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
  - (省力化ロボットの導入)
  - (ICT を活用した精密飼養管理システムの導入・活用)
  
- iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善
  - (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
  - (乳用牛の後継牛の確保・育成)
  - (肉用牛の繁殖雌牛の増頭)
  - (繁殖・肥育一貫経営への移行)
  - (性判別技術や受精卵移植技術の活用)
  - (マルチサイト方式の導入)
  - (オールインオールアウト方式の導入)
  - (地域的・組織的な家畜改良の取組への参画)
  
- v) 自給飼料の拡大
  - (飼料用米・稲 WCS の利用拡大)
  - (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター) の利用拡大)
  - (組織的な取組による放牧の実施)
  - (イアコーン等の新たな濃厚飼料原料の生産・利用)
  - (エコフィードの生産・利用の拡大)
  - (国産飼料の流通体制の整備)
  
- vi) 畜産環境問題への対応
  - (畜産環境アドバイザーの活用)
  - (臭気対策して、高度で最適な低減技術 (バイオフィルター、光触媒等) の活用)

(汚水処理対策として、高度で最適な処理技術(活性汚泥処理、膜処理等)の活用)  
(地方公共団体が参画した地域理解の醸成)

vii) その他都道府県知事が別途定める課題